

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海田町は、児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

広島県海田町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	海田町は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。 保護者からの保育の必要性の認定の申請を受け、国が設定した基準①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。 保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。 事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。 また、保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。 番号法の別表に基づいて、海田町は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1 子育て支援システム 2 収滞納管理システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 子育て支援ファイル (2) 子育て支援収滞納ファイル (3) 所得調査後保育料変更表ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の9の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第7条第13項、第8条第8項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年 デジタル庁・総務省令第9号。以下「省令」という。) (番号法別表における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (省令における情報照会の根拠) :省令第2条の表の17の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる) (別表省令における情報照会の根拠) ・別表省令第10条の3

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 こども課 電話:082-823-9227 ファックス:082-823-9627
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 こども課 電話:082-823-9227 ファックス:082-823-9627
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） []接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーを取り扱う際は、本人からのマイナンバーの取得を徹底し、複数人で確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、鍵付きの保管庫に入れて保管するなど、海田町情報セキュリティポリシーを順守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(13の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) ※別表第二の13の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(13の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第10条の3	事後	別表第二の13の項に対応する別表第二省令の公布後の変更
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども課課長 森川 雅枝	こども課長	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更による
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計算か	2014/12/24	2019/4/1	事前	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計算か	2014/12/24	2019/4/1	事前	
令和5年9月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14番18号 海田町役場 福祉保健部 こども課 電話:082-823-9227 ファックス:082-823-9627	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 こども課 電話:082-823-9227 ファックス:082-823-9627	事後	令和5年9月19日の役場庁舎移転後の変更
令和6年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報照会の根拠) ※別表第二の13の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	(別表第二省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令第10条の3	事後	別表第二の13の項に対応する別表第二省令の公布後の変更
令和6年5月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	海田町は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。 保護者からの保育の必要性の認定の申請を受け、国が設定した基準①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。 保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。 事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。 また、保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、海田町は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	海田町は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。 保護者からの保育の必要性の認定の申請を受け、国が設定した基準①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。 保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。 事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。 また、保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。 番号法の別表に基づいて、海田町は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	法改正による
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条第1項第4号	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の9の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第8条第1項第4号	事後	法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条第1項第4号	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の9の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第7条第13項, 第8条第8項	事後	法改正による
令和6年5月27日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(13の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令第10条の3	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日 デジタル庁・総務省令第9号)(以下、省令) (番号法別表における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (省令における情報照会の根拠) :省令第2条の表の17の項 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる) (別表省令における情報照会の根拠) ・別表省令第10条の3	事後	法改正による
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ②事務の概要	海田町は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。 保護者からの保育の必要性の認定の申請を受け、国が設定した基準①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。 保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。 事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。 また、保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。 番号法の別表に基づいて、海田町は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	海田町は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。 保護者からの保育の必要性の認定の申請を受け、国が設定した基準①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。 保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。 事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。 また、保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。 番号法の別表に基づいて、海田町は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	字句の修正
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の9の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項 別表の9の項	事後	字句の修正
令和7年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日 デジタル庁・総務省令第9号)(以下、省令)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年 デジタル庁・総務省令第9号。以下「省令」という。)	事後	字句の修正
令和7年9月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	新様式に伴う変更